

第 1 3 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和元年 6 月 27 日（木）

せたな町農業委員会

第 1 3 回せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和元年 6 月 2 7 日（木） 午後 1 時 3 0 分 から 2 時 2 3 分

2. 開催場所 セタナ町役場 2 階 第 1 会議室

3. 出席委員（1 4 人）

会長	1 5 番	原	田	喜	博
会長職務代理者	1 4 番	大	口	賢	一
委員	1 番	阿	部	紹	子
	2 番	横	道	重	人
	3 番	森		正	勝
	4 番	水	野	幸	雄
	5 番	大	羽	孝	志
	7 番	玉	木	久	志
	8 番	酒	井	誠	一
	9 番	日	置	和	彦
	1 0 番	本	井		治
	1 1 番	多	田	里	佐
	1 2 番	松	崎		豊
	1 3 番	弥	左	輝	彦

4. 欠席委員（ 1 人）

6 番 小 島 敏 人

5. 議事日程

第 1	会議録署名委員の指名について
第 2	会期の決定について
第 3	議案第 1 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について
第 4	議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
第 5	議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について
第 6	議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について (農業委員会等に関する法律第 3 1 条該当)
第 7	議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
第 8	議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (農業委員会等に関する法律第 3 1 条該当)
第 9	議案第 7 号 土地現況証明願について
第 1 0	議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西	田	良	子
農地係長	小	池	秀	樹

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第13回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さんどうも大変ご苦労様でございました。

今年に入りまして、5月は大変良い天候に恵まれまして農作業も一段と進みました。昨年は6月から曇天、雨が続き結構きつい年だったように思われます。しかしながら今年に関しましては、今のところ本当に順調にきておりまして、農作業も生育も非常に進んでいるということで大変喜ばしいことですが、今日の新聞とその前の新聞で発表されました7月の気候ということに関しましては低温で進んでいくと。

新聞では6月の30日辺りから低温傾向に進んでいくと。そういったなかで水稻も3日～6日くらい進んでいるわけでございまして、両方形成期にまもなくはいりだしている圃場あるということでございます。これから皆さん方も管理が大変なのかなと思ってございますけども、水稻に関しましては管理体制を十分にしていきたいと思います。

会長

また、九州、沖縄の方で台風が発生しております。毎年のように日本は災害に見舞われておりますので、是非災害も無難にというわけではございませんけども、何事も無いように進んでいってもらえればなということをお願いしているわけでございます。

また牧草関係におかれましては、この天候で順調に進み終盤にさしかかっているというわけでございます。

会長

先日、私、19日、20日と札幌に農業者年金協議会の総会、北海道農業会議の総会に出席させていただきました。

農業者年金協議会の総会におかれましては、お隣でございます今金町さんが昨年度の農業者年金の推進で、全国で順位は忘れましたが表彰されました。また、女性の加入推進でも全国で2番目、大変優秀な成績で表彰されておりました。

そして、隣におります局長ですけども、北海道農業者年金協議会の幹監事として就任いたしました。いろいろ幹監事といたしまして、年金協議会の中ではいろんな意見を述べていただくわけでございますけども、局長には頑張ってもらいまして、お祝いの会というのは用意してございませんけども、何かの機会がありましたときにお祝いしたいなと思ってございます。

会長

本日の農業委員会の総会でございますが、議案第8号また追加議案もございますので、慎重審議の程よろしく願いいたしまして、簡単ではありますけども挨拶に代えさせていただきます。

事務局長

ありがとうございました。

6 番の小島委員から欠席の連絡がございました。只今の出席委員は 14 名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第 6 条の規定により総会は成立いたしました。

せたな町農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。よろしくお願いいたします。

議長

はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

本日は追加議案がございました。皆様のお手元に配付いたしました議事日程に議案第 8 号と入り、追加議案、追加資料を配付してございます。

また、議案第 5 号に関わる資料と議案第 6 号に関わる追加資料を配付させていただいておりますので、合わせてご審議をよろしくお願いいたしますと思います。

【日程第 1 会議録署名委員の指名について】

議長

「日程第 1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第 13 条の規定により、10 番本井委員、11 番多田委員を指名いたします。

この指名は、第 13 回総会開会中といたします。

【日程第 2 会期の決定について】

議長

「日程第 2 会期の決定について」本日 1 日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、本日 1 日間と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について】

議長

「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について。

農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。令和元年 6 月

27日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料1ページをご覧ください。

番号14番。貸主が[REDACTED]、
[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につ
きましては[REDACTED]、[REDACTED]の計2筆、地目は畑、面積が
[REDACTED]㎡、解約理由につきましては、この農地を売買するためとなっ
てございます。

事務局

番号15番。貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]の計2筆、地目は畑、面積が[REDACTED]㎡、解約理由につ
きましては、この農地を売買するためとなっ
てございます。

事務局

番号16番。貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]までの計3筆、地目は畑、面積が[REDACTED]㎡、
こちらの解約理由につきましては、先月契約をいたしましたが、[REDACTED]
[REDACTED]さんが法人を立ち上げた為新たに契約したいということでございま
す。

また、[REDACTED]は今年の5月30日に契約をしたものでございます。
[REDACTED]、[REDACTED]の2筆につきましては、平成30年4月26日に契約
したものでございます。

事務局

番号17番。貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]までの計6筆、地目は田、面積
が[REDACTED]㎡、こちらの解約理由につきましても、先月契約をいたしまし
たが、[REDACTED]さんが法人を立ち上げた為、法人として新たに契約した
いためとなっ
てございます。

事務局

番号18番。貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]までの計3筆、地目は田、面積が[REDACTED]㎡、こち
らの解約理由につきましても、法人として新たに契約したいためとなっ
てございます。

事務局

番号19番。貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]までの計7筆、地目は田、
面積が[REDACTED]㎡、こちらの解約理由につきましても、法人として新たに
契約したいためとなっ
てございます。

事務局

番号 20 番。貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]までの計 5 筆、地目は田、面積が [REDACTED] m²、こちらの解約理由につきましても、法人として新たに契約したいためとなっております。

事務局

番号 21 番。貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]、[REDACTED]の計 2 筆、地目は田、面積が [REDACTED] m²、こちらの解約理由につきましても、法人として新たに契約したいためとなっております。

事務局

番号 22 番。貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]、[REDACTED]の計 2 筆、地目は田、面積が [REDACTED] m²、こちらの解約理由につきましても、法人として新たに契約したいためとなっております。

事務局

番号 23 番。貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]までの計 4 筆、地目は田、面積が [REDACTED] m²、こちらの解約理由につきましても、法人として新たに契約したいためとなっております。

事務局

番号 24 番。貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]までの計 3 筆、地目は田、面積が [REDACTED] m²、こちらの解約理由につきましても、法人として新たに契約したいためとなっております。

事務局

以上につきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について】

「日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案3ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定による農地について、その賃貸借、使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。令和元年6月27日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料12ページをご覧ください。

番号23番。貸主、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]までの計3筆、地目は畑、面積が[REDACTED]㎡、期間につきましては、許可の日から3年間、契約内容は賃貸借、単価が[REDACTED]円、賃貸価格は[REDACTED]円、こちらにつきましては、議案第1号で解約した方達と法人として再契約するものでございます。

事務局

13ページをご覧ください。

番号24番。貸主、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]までの計6筆、地目は畑、面積が[REDACTED]㎡、期間につきましては、許可の日から10年間、契約内容は使用貸借でございます。こちらにつきましては、法人化に伴い個人との使用貸借契約でございます。

事務局

14ページをご覧ください。

番号25番。貸主、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては、[REDACTED]までの計29筆、地目は田んぼと畑、面積が

■■■■■ m²、内、田んぼが 25 筆 ■■■■■ m²、畑が 4 筆 ■■■■■ m²、期間につきましては、許可の日から 10 年間、契約内容は使用貸借でございます。こちらにつきましても、法人化し農地を借り入れ営農に励みたいということでございます。

事務局

15 ページをご覧ください。

番号 26 番。貸主、■■■■■、■■■■■ さん。借主、■■■■■、■■■■■ さん。

所在につきましては、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■ までの計 6 筆、地目は田、面積が ■■■■■ m²、期間につきましては、許可の日から 3 年間、契約内容は賃貸借、単価が ■■■■■ 円、賃貸価格は ■■■■■ 円でございます。

事務局

16 ページをご覧ください。

番号 27 番。貸主、■■■■■、■■■■■ さん。借主、■■■■■、■■■■■ さん。

所在につきましては、■■■■■、■■■■■、■■■■■ までの計 3 筆、地目は田、面積が ■■■■■ m²、期間につきましては、許可の日から 3 年間、契約内容は賃貸借、単価が ■■■■■ 円、賃貸価格は ■■■■■ 円でございます。

事務局

17 ページをご覧ください。

番号 28 番。貸主、■■■■■、■■■■■ さん。借主、■■■■■、■■■■■ さん。

所在につきましては、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■ までの計 7 筆、地目は田、面積が ■■■■■ m²、期間につきましては、許可の日から 3 年間、契約内容は賃貸借、単価が ■■■■■ 円、賃貸価格は ■■■■■ 円でございます。

事務局

18 ページをご覧ください。

番号 29 番。貸主、■■■■■、■■■■■ さん。

借主、■■■■■、■■■■■ さん。所在につきましては、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■ までの計 5 筆、地目は田、面積が ■■■■■ m²、期間につきましては、許可の日から 3 年間、契約内容は賃貸借、単価が ■■■■■ 円、賃貸価格は ■■■■■ 円でございます。

事務局

19 ページをご覧ください。

番号 30 番。貸主、■■■■■、■■■■■ さん。借主、■■■■■、■■■■■ さん。

所在につきましては、■■■■■、■■■■■ の計 2 筆、地目は田、面積が ■■■■■ m²、期間につきましては、許可の日から 3 年間、契約内容は

賃貸借、単価が [] 円、賃貸価格は [] 円でございます。

事務局

20 ページをご覧ください。

番号 31 番。貸主、 []、 [] さん。借主、 []、 [] さん。所在につきましては、 []、 [] の計 2 筆、地目は田、面積が [] m²、期間につきましては、許可の日から 3 年間、契約内容は賃貸借、単価が [] 円、賃貸価格は [] 円でございます。

事務局

21 ページをご覧ください。

番号 32 番。貸主、 []、 [] さん。借主、 []、 [] さん。所在につきましては、 []、 []、 []、 [] までの計 4 筆、地目は田、面積が [] m²、期間につきましては、許可の日から 3 年間、契約内容は賃貸借、単価が [] 円、賃貸価格は [] 円でございます。

事務局

22 ページをご覧ください。

番号 33 番。貸主、 []、 [] さん。借主、 []、 [] さん。所在につきましては、 []、 []、 [] までの計 3 筆、地目は畑、面積が [] m²、期間につきましては、許可の日から 3 年間、契約内容は賃貸借、単価が [] 円、賃貸価格は [] 円でございます。

事務局

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可要件の全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について】

議長 「日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案 4 ページをご覧ください。

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和元年 6 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 34 ページをご覧ください。

番号 95 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]の計 2 筆、地目は畑、面積が [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、こちらにつきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2019 年 6 月 27 日、対価の支払期限が 2019 年 11 月 20 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が [REDACTED] 円、売買価格は [REDACTED] 円となっております。

事務局 35 ページをご覧ください。

番号 96 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]の計 2 筆、地目は畑、面積が [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、こちらにつきましても売買でございます。所有権移転の時期につきましては 2019 年 6 月 27 日、対価の支払期限が 2019 年 11 月 20 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が [REDACTED] 円、売買価格は [REDACTED] 円となっております。

事務局 36 ページをご覧ください。

番号 97 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]までの計 5 筆、地目は田んぼと畑、面積が [REDACTED] m²、内、田んぼが 3 筆 [REDACTED] m²、畑が 2 筆 [REDACTED] m²、利用目的は転作田と普通畑、期間につきましては、2019 年 6 月 27 日から 2022 年 6 月 26 日までの 3 年間、田んぼの単価が [REDACTED] 円、畑の単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でございます。

37 ページをご覧ください。

[illegible]

38 ページをご覧ください。

番号 99 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] [REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] [REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] までの計 5 筆、地目は全て畑、面積が [REDACTED] ㎡、利用目的は採草畑、期間につきましては、2019 年 6 月 27 日から 2022 年 6 月 26 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円と [REDACTED] 円、場所によって単価のの違いがあるということでございます。賃貸価格が [REDACTED] 円、継続的賃貸借でございます。

39 ページをご覧ください。

番号 100 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、地目は田んぼ、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田、期間につきましては、2019 年 6 月 27 日から 2022 年 6 月 26 日までの 3 年間、単価が [REDACTED]円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でございます。

40 ページをご覧ください。

番号 101 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、
、
の計 3 筆、地目は全て畑、面積が
、利用目的は採草畑、期間につきましては、2019 年 6 月 27 日から 2022
年 6 月 26 日までの 3 年間、単価につきましては が 円、
、賃貸価格が 円、継続の賃貸借でございます。

41 ページをご覧ください。

番号 102 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、

■■■■■、地目は田んぼ、面積が■■■■■㎡、利用目的は水田、期間につきましては、2019年6月27日から2022年6月26日までの3年間、単価が■■■■■円、賃貸価格が25,200円、継続の賃貸借でございます。

事務局

42ページをご覧ください。

番号103番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■、■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■、■■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■までの計12筆、地目は田んぼと畑、面積が■■■■■㎡、内、田んぼが9筆■■■■■㎡、畑が3筆■■■■■㎡、利用目的は転作田と採草畑、期間につきましては、2019年6月27日から2022年6月26日までの3年間、田んぼの単価が■■■■■円、畑の単価が■■■■■円、賃貸価格が■■■■■円、継続の賃貸借でございます。

事務局

43ページをご覧ください。

番号104番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■、■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■、■■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■までの計6筆、地目は全て田んぼ、面積が■■■■■㎡、利用目的は水田、期間につきましては、2019年6月27日から2022年6月26日までの3年間、単価が■■■■■円、賃貸価格が■■■■■円、継続の賃貸借でございます。

事務局

44ページをご覧ください。

番号105番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■、■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■、■■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■までの計10筆、地目は全て田んぼ、面積が■■■■■㎡、利用目的は水田、こちらにつきましては売買でございます。所有権移転の時期につきましては2019年6月27日、対価の支払期限が2019年7月31日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が■■■■■円、売買価格は■■■■■円となっております。

事務局

以上の計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい、説明が終わりました。

議案第3号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

議長

「日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

議長

農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。

議事参与制限におきましては退席義務は無く、当農業委員会においては発言権無しとすることにより取り決めたしておりますので、酒井委員におかれましては発言権が無いということでご了承願いたいと思います。

議長

それでは事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 6 ページをご覧ください。

議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和元年 6 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 45 ページをご覧ください。

番号 106 番。利用権の設定等を受ける者、 、 、 さん。利用権の設定等をする者、 、 、 さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、 、 、 、 までの計 4 筆、地目は畑、面積が m²、利用目的は普通畑、期間につきましては、2019 年 6 月 27 日から 2022 年 6 月 26 日までの 3 年間、単価が 円、賃貸価格は 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

以上の計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議長

議案第 4 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 7 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について】

議長

「日程第 7 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長

それでは事務局より説明願います。小池係長。

事務局

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。

農地法第 5 条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、その使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道農業会議へ意見聴取する。令和元年 6 月 27 日。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料をご覧ください。

番号 3 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、地目は畑、面積が [REDACTED] m² の内 [REDACTED] m²、転用の目的につきましては、生乳加工品施設建設、建物の敷地の面積が [REDACTED] m²、転用期間は許可日から永久、位置図・配置図につきましては、別紙図 1 のとおりとなっております。

事務局

番号 4 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、地目は畑、面積が合わせて [REDACTED] m²、転用の目的につきましては、社員住宅建設、建物の敷地の面積が [REDACTED] m²、転用期間は許可日から永久、位置図・配置図につきましては、別紙図 2 のとおりとなっております。

事務局

以上の申請地につきましては、農業振興整備計画による農用地区域内

農地でございますが、農業振興整備計画に記載される指定用途への転用であり、既存施設の隣接地であることから、申請地の転用が最も効率的であると判断します。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第5号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第8 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第31条該当)】

議長

「日程第8 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第31条該当)」を議題といたします。

議長

議案第6号につきましても農業委員会等に関する法律第31条に該当いたします。■■■■委員におかれましては発言権が無いということでご了承願いたいと思います。

議長

それでは事務局より説明願います。小池係長。

事務局

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について。
農地法第5条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、その使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道農業会議へ意見聴取する。令和元年6月27日。せたな町農業委員会会長。

事務局

番号5番。貸主が■■■■、■■■■さん。借主が■■■■、■■■■さん。転用の許可を受けようとする土地につきましては、瀬棚区南川50、地目は畑、面積が■■■■㎡の内■■■■㎡、転用の目的につきましては、砂利採取のための一時転用、掘削区域が■■■■㎡内、農地が■■■■㎡、保安区域が■■■■㎡内、農地が■■■■㎡、砂利採取数量につきましては■■■■㎡となっております。転用期間につきましては令和元年8月1日から令和2年7月31日までの1年間となっております。位置図・配置図につきましては別紙3の通りとなっております。

事務局

こちらにつきましては別紙調査書のとおり、申請地は農用地区域内農地であり、原則転用は不許可ですが農地に復元されるものに限り、例外許可事由に3年以内の農振計画に支障のないものとありますことから、本件は期間1年以内の砂利採取でございまして、採取後の復元についても計画されておりますので、許可相当のものと判断いたしました。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第6号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第9 議案第7号 土地現況証明願について】

議長

「日程第9 議案第7号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案9ページをご覧ください。
議案第7号 土地現況証明願について。
別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。令和元年6月27日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料58ページをご覧ください。
番号7番。所在につきましては■■■■、■■■、■■、■■■の4筆、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、面積が合わせまして■■■■㎡、利用状況につきましては農地台帳上全て原野と山林となっております。願出理由は地目変更のためとなっております。所有者、願出者共に■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■さんでございます。
こちらにつきましては、2019年6月17日に■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員に現地を目視で確認していただきまして農地以外であることを確認いただいております。

事務局

番号 8 番。所在につきましては[]、[]、[]、[]の 4 筆、公簿地目は田んぼと畑、現況は農地採草放牧地以外、面積が合わせまして [] m²、利用状況につきましては宅地と雑種地となっております。願出理由は地目変更のためとなっております。所有者、願出者共に []、[] さんでございます。

こちらにつきましては、2019 年 6 月 24 日に [] 会長、[] 委員、[] 委員に現地を目視で確認していただきまして農地以外であることを確認いただいております。

議長

はい、説明が終わりました。
議案第 7 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 10 議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について】

議長

「日程第 10 議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい、それでは本日配付させていただきました追加議案でございます。
追加議案 1 ページをご覧ください。

議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。

農地法第 5 条の規定による農地について、北海道農業会議への意見聴取の結果、許可相当の回答を得たので、許可を行う。令和元年 6 月 27 日。
せたな町農業委員会会長。

事務局

追加議案の説明資料 1 ページをご覧ください。

こちらにつきましては、本年 5 月 30 日の第 12 回総会でご審議いただき、北海道農業会議へ意見聴取した内容でございます。

転用の目的につきましては、農業用施設の建設、転用期間は許可日から永

事務局

久、貸主は[REDACTED]、[REDACTED]さん、借主は[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]さんとなつてございます。こ
ちら6月21日付けで、北海道農業会議から許可相当の回答を得ましたこと
から許可してよろしいものと考えます。以上でございます。

議長

はい、説明が終わりました。
議案第8号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第
13回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。
大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業
委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 1 年 7 月 30 日

会議録署名委員

10番 本井 浩

11番 多田 里佐

議長

原田 喜博